佐那河内村広報誌
https://www.vill.sanagochi.lg.jp
令和３年１月15日発行

# さなごうち

PUBLIC INFORMATION SANAGOCHI

1 2021 月号 No.574

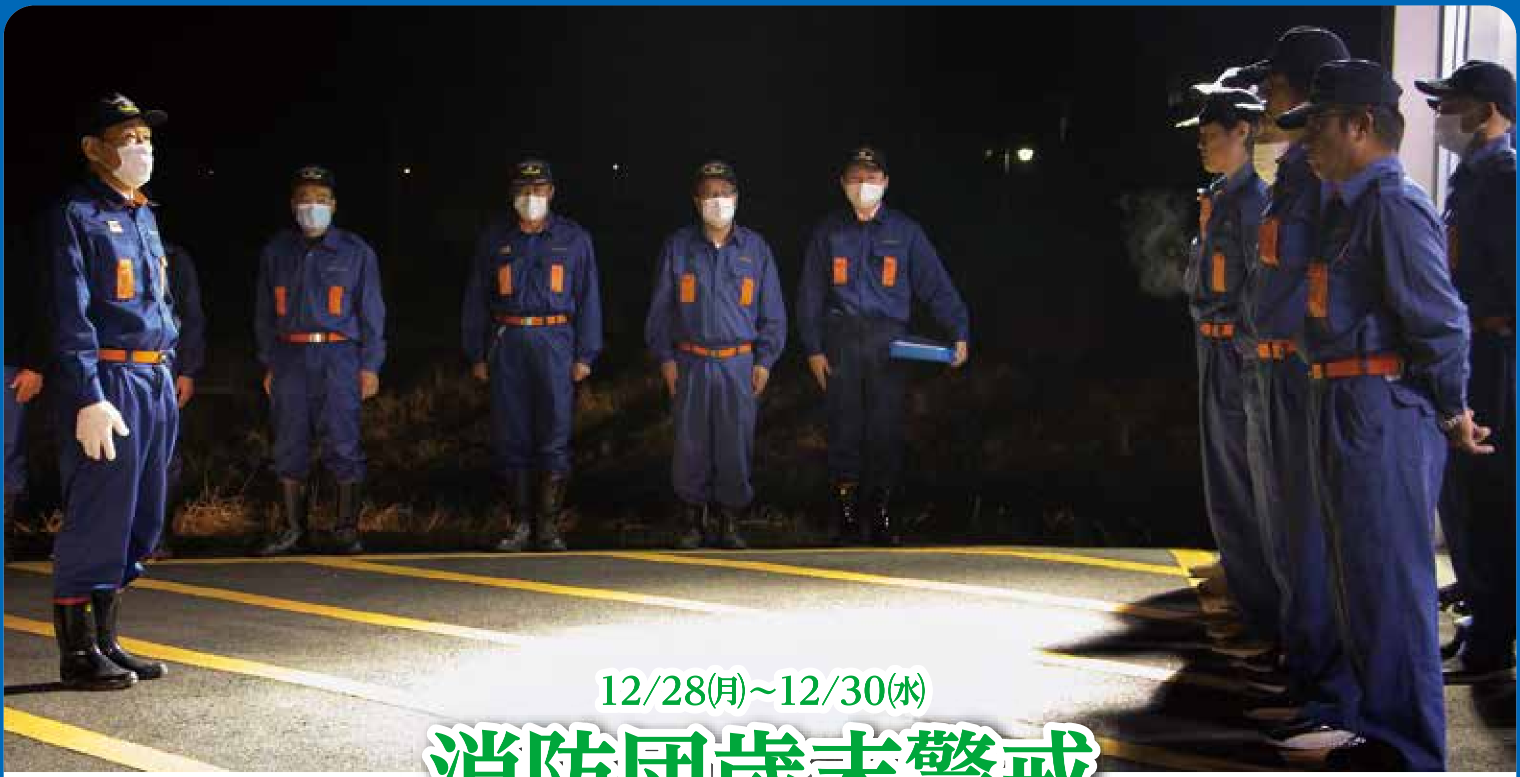

12/28(月)~12/30(水)

## 消防団歳末警戒

人のうごき［令和２年12月31日現在］

［人口］2,251人(−9)
［ 男 ］1,094人(−3)
［ 女 ］1,157人 (−6)
［世帯数］949 (2)

【IP電話番号】村役場代表 5000～5004／議会事務局 5005／教育委員会 5006／社会福祉協議会 5007

| | | | |
|---|---|---|---|
| 総務課 ☎679-2113 | 産業環境課 ☎679-2115 | 建設課 ☎679-2970 | 住民税務課 ☎679-2114 |
| 健康福祉課 ☎679-2971 | 企画政策課 ☎679-2973 | 議会事務局 ☎679-2152 | 社会福祉協議会 ☎679-2304 |

保育所 ☎679-2217　※土・日・祝日および夜間 ☎679-2111 IP.5000～5004　◎役場共通 FAX.679-2125

【教育委員会】☎679-2817　FAX.679-2173

# 年頭のごあいさつ

佐那河内村長 **岩城　福治**

新年明けましておめでとうございます。
村民の皆さまにおかれましては、令和３年の新春を健やかにお迎えのことと、心よりお慶び申し上げます。また、旧年中は村政に対して格別のご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

昨年は台風等の自然災害は少なかったものの、世界中で「新型コロナウイルス感染症」が拡大し、国内でも感染者の急増を受け、４月16日には、政府が全都道府県を対象に「緊急事態宣言」を発令する異例の一年となりました。

新型コロナウイルス感染症は、社会経済活動の停滞だけでなく、地域活動や生活様式などにも大きな影響をもたらし、日々の暮らしを激変させました。幸いにも、皆さまのご協力により、村内での感染者は発生していませんが、現在も国内外で新型コロナイルス感染症が猛威を振るい続けています。
止まるところを知らない新型コロナウイルス感染症は、国の財政状況悪化により地方創生に暗い影を落としていますが、本村では人口減少問題をはじめとして産業の振興、教育の充実、観光資源の開発、福祉施策の充実など、課題が山積みしています。

こうした中、村では、村民生活を守るための感染防止対策や経済対策に全力で取り組むとともに、新たに策定した「総合計画」及び「地方創生総合戦略」をもとに、若者から高齢者までバランスのとれた、コンパクトでも福祉が成りたつ「住みよい村」、「住みたくなる村」づくりに向け、より効率的かつ効果的な施策展開を図っています。

現在のところ、村内では国道438号線改良工事、新庁舎は本年11月末の竣工に向けた工事に着手、分譲宅地の村内住民向け先行販売、高森東谷地区砂防工事、株式会社松山油脂の試運転開始など、数々の事業がはじまりました。
また、教育面では独自の英語教育に加え、県下に先駆けて先生及び全校生徒に向けてタブレットを導入し、プログラミング教育を行うなど、小中一貫校ならではの充実した、特色ある教育を行っています。

厳しい状況ですが、皆さまのご期待に添える「住みよい村づくり」のため、新たに構築した施策を実行することで、これら課題の克服に誠心誠意取り組んで参りますので、今後ともご支援・ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

結びになりますが、本年が皆さまにとりましてご健勝で幸多き年でありますよう心からお祈り申し上げ、新年のご挨拶といたします。

# 年頭のごあいさつ

佐那河内村議会議長　**加藤　秀数**

村民の皆さま、新年おめでとうございます。
年頭にあたり、村議会を代表して、謹んで新年のごあいさつを申し上げます。
村民の皆さまにおかれましては、希望に満ちた輝かしい令和３年の新春をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。また、日頃より議会活動ならびに村政全般に対しまして温かいご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和の時代も早2年が過ぎ、3年を迎えました。昨年は、東京2020オリンピック・パラリンピックという世界的祭典が開催される年として、輝かしいスタートを切りました。暖冬で穏やかなお正月でしたが、2月以降は国内も世界も新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けることになりました。新型コロナウイルス感染症は猛威をふるいながら、今なお私たちの日常生活を脅かし続け、あらゆる悪影響をもたらしました。感染拡大は一時、沈静化したようにも見受けられましたが、刻一刻と状況を変えながら第二波、また第三波と言われる余波を生み、予断を許さない状況が続いています。
本村では、村民の皆さまを始め、事業者の皆さまのご理解とご協力のおかげで、幸いにも感染者が発生することなく今日に至っていますが、引き続き、新しい生活様式の実践や感染防止対策の徹底にご協力をお願いいたします。

村民の皆さまの安全・安心な生活を守るとともに、経済への打撃を最小限に食い止め、より良い暮らしを送ることができるよう、村議会としましても、村民の皆さまの声をお伺いしながら、村当局と一体となって、村民の命と生活を守るための感染拡大防止対策や地域経済の維持・回復・活性化対策に引き続き全力を挙げて取り組んでまいります。

現在建築中の佐那河内村新庁舎・消防センターは、本年11月末に竣工、令和４年に業務を開始する予定で進められています。この新庁舎・消防センターが、村民サービスの拠点、防災の拠点、村民交流や村民協働・村民参画を進める場として、その機能が十分に発揮されるよう、村議会としてもしっかり働きかけをしてまいります。村議会の議場につきましても、議会を身近に感じていただけるよう施設を有効に活用し、さらに村民皆さまに開かれた議会づくりに取り組んでまいります。

今後とも二元代表制の一翼を担う村議会といたしましても、村民福祉の向上、村民の皆さまが安全で安心して暮らせる活力あるまちづくりの実現に向け邁進してまいりますので、どうか皆さまには倍旧のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。
結びに、本年が皆さまにとりまして幸せで実り多く、大いなる飛躍の年となりますことを心よりお祈りし、新年のごあいさつといたします。

令和３年元旦

# 議会だより

令和２年
４回(12月)定例会

令和２年第４回定例会は、12月９日開し、令和２年度各会計補正予算案件６件、条例案件３件、契約案件１件の合わせて10件の審議を行い、原案どおり可決し、12月18日に閉会しました。

## 現在の取り組み状況

佐那河内村長 岩城　福治

### 新型コロナウイルス感染症の状況

全国で新型コロナウイルス感染症の拡大傾向が顕著となり、11月以降は、東京、大阪、北海道等で１日の新規感染者数が過去最多を更新し、国内全体の新規感染者数が2,000人を超える等、第３波の様相が鮮明となっています。

今後、インフルエンザの流行期が本格的に到来することから、新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行も心配され、都市部では感染拡大防止のため、営業時間短縮等の対策実施に踏み切っています。

県内でも、これまでに周辺市町を中心に累計187人（12月８日時点）の感染が確認され、現在は小康状態であるものの、８月以降、新型コロナウイルスの感染者は増加傾向です。

こうした中、本村では油断を許さない状況が続いているとの認識のもと、感染防止対策、コロナ対策関連予算の速やかな実施に努めています。

### 新型コロナウイルス感染症関連対策予算の執行状況

#### ①「感染予防対策の充実強化」

学校等の公共施設へ消毒液等の衛生資材を配備し、子どもや高齢者の感染症対策に万全を期しています。

#### ②「村民の暮らしを守る」

災害時の拠点となる村民体育館への空調設備の整備、学童保育クラブへの３密対策による拡張工事、感染者対策用救急搬送車の導入等、環境整備を進めています。

#### ③「地域経済の維持回復」

村内事業者の皆さまを支援する事業者経営支援助成金は、先月末までに農業者22人（うち特定品目の農業者７人)、個人事業主25人、企業11社、合わせて58件の事業者や企業の皆さまに計940万円を支給し、現在も申請を受け付けています。

#### ④「地域経済の活性化」

チャレンジ事業支援補助金（２回目）の募集を実施し、３団体から応募がありました。１回目と合わせて９団体が活用されています。

新たな日常の定着に向け、役場全体が一丸となって、全力で取り組んでまいりますので、村民の皆さまにつきましては、引き続き、感染防止対策の徹底にご理解、ご協力をお願いします。

### 主な施策の取組状況

#### ①「仕事、雇用の創出」

徳島市内で、洋菓子の製造、販売を行う会社が新たな事業展開の一環として、牛乳や生クリーム、季節のフルーツを用いたジェラートを提供する店舗を新たに本村に開店することが決定しました。交流拠点である新家に隣接して設置され、令和３年４月下旬の営業開始予定です。

ジェラート店の開設を契機に、新店舗と新家の相乗効果が創出され、村内に新たなにぎわいスポットが誕生することを大いに期待しています。

今後とも事業所の誘致を推進し、地域経済の活性化やにぎわいづくりを図ります。

#### ②「新しい人の流れづくり」

宅地造成事業の１期工事が年度内に完了の見通しです。

12月21日より１期工事分（３区画）の分譲予約の受付を家族を含む村民の皆さまを対象に先行して開始します。

２期、３期工事についても、１日も早い完成に努め、移住、定住の受皿づくりを進めることにより、人口増をめざします。

### ●補正予算案件●

**議案第65号　令和２年度佐那河内村一般会計補正予算（第５号）について**

既定の歳入歳出予算の総額を1,336万４千円増額し、補正後の予算総額を41億528万９千円とするもの。

新型コロナウイルス感染予防対策の充実、強化として、校舎の網戸の整備と体育館の自動換気システムの修繕を実施することにより、小中学校の感染症対策の充実と快適な環境づくりを図ります。また、小中学校行事の３密回避対策として、体育館に大型スクリーンとプロジェクターを配備し、全児童生徒がソーシャルディスタンスを保った上で、集える学校行事や保護者の皆さまにも参加していただける講演会等の実施など、感染症防止に対応できる環境づくりを進めます。

災害復旧事業については、10月22日から23日にかけての豪雨により、村道奥川股本線ほか３路線の路肩に石積み崩落等の被害が発生したことから、その復旧を行うものです。

本村の財政基盤強化に向けた新たな歳入確保対策として、企業版ふるさと納税を導入します。企業版ふるさと納税は自治体の地方創生事業に寄附をした企業が、税の優遇措置を受けられるものですが、昨年末の令和２年度税制改革大綱により、税額控除割合が最大６割から９割へ引き上げられるとともに、寄附の受入れ時期の弾力化等の大幅見直しが行われました。村としては、本村にゆかりのある企業を中心に利便性が向上した企業版ふるさと納税制度をPRし、新たな収入源の確保を進めます。

**議案第66号　令和２年度佐那河内村国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について**

既定の歳入歳出予算の総額を31万円増額し、補正後の予算総額を３億8,753万円とするもの。

**議案第67号　令和２年度佐那河内村簡易水道特別会計補正予算（第２号）について**

既定の歳入歳出予算の総額を207万円増額し、補正後の予算総額を9,400万円とするもの。

**議案第68号　令和２年度佐那河内村農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）について**

既定の歳入歳出予算の総額を100万円減額し、補正後の予算総額を１億5,823万円とするもの。

**議案第69号　令和２年度佐那河内村介護保険事業特別会計補正予算（第３号）について**

既定の歳入歳出予算の総額を570万円増額し、補正後の予算総額を３億9,685万円とするもの。

**議案第70号　令和２年度佐那河内村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について**

既定の歳入歳出予算の総額を69万１千円増額し、補正後の予算総額を4,840万９千円とするもの。

## ●条例案件●

**議案第71号　佐那河内村議会議員及び佐那河内村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について**

公職選挙法の改正により、村議選挙及び村長選挙における選挙運動用の自動車、ビラ、ポスターの作成に係る費用が選挙公営の対象に加えられたことに伴い、条例を制定するもの。

**議案第72号　佐那河内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について**

個人所得課税の見直しに伴い、国民健康保険税の課税の見直しを行うもの。

**議案第73号　佐那河内村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について**

地方税法の改正に伴い、延滞金加算の算定期間の変更及び延滞金の割合の見直しを行うもの。

## ●契約案件●

**議案第74号　救急搬送車購入(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業)物品購入契約の締結について**

地方自治法第96条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第３条の規定により、議会の同意を求めるもの。

## 一般質問

**大岩　和久　議員**

### １．令和３年度の予算について

**質**　①一般会計及び各特別会計の歳入の見通しについてうかがいたい。

②一般会計及び各特別会計における事業等の編成についてはどうか。

**答**　①本村の財政は、歳入に占める地方交付税の割合が40％を超え、国の財政状況により大きく影響を受ける構造で、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等の大幅な減収が見込まれる中、国の予算の動向は不透明な状況です。

歳入の見通しは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響や、地価の下落などが続く中での固定資産税評価替えなどにより村税の減収が見込まれ、地方交付税についても、その財源となる所得税や法人税などの減収による減額が見込まれる等、歳入面で非常に厳しい状況が予想されます。引き続き国の動向等を注視していきます。

②歳出面では、新型コロナウイルス感染症へ対応するための新たな財政需要、社会保障費の増加、公共施設の維持修繕費の増加等、義務的経費や経常経費の増加が見込まれるほか、役場新庁舎建設事業や宅地造成事業などの大規模事業を予定していて、多くの予算が投入されることが見込まれます。

令和３年度の事業の実施にあたっては、国や県の動向を注視し、新たな補助制度の創設や制度改正について情報収集を行い、国や県の補助金などを積極的に活用し、財源の確保に最大限努力します。

令和３年度の予算編成は、ふるさと納税等、歳入の拡大につながる取り組みの強化を行いながら、事務事業全般にわたり必要性、緊急性、優先性の観点から事業の見直しや実施時期の検討を行うなど、必要な分野に重点的かつ効率的に配分します。

**井開　一文　議員**

### １．将来の佐那河内村の農業について

**質**　①2020年農林業センサスの概数値の発表を受けて、本村でも予測できる農業従事者の高齢化と担い手不足等について、どのように受け止めているのか。

②佐那河内村ならではの新たな農業構築にむけたビジョンと、その実現をどのように図るのか。

**答** ①徳島県の農業従事者数は1万9,186人、2015年と比較すると、2,998人減（13.5%減）でした。年齢別割合は、65歳以上が71.8％、49歳以下は9.5％で徳島県全体で高齢化と担い手不足が進行し続けている深刻な状況が浮き彫りになっています。本村でも、平成30年度の村独自のアンケート調査の農業従事者数の年齢構成は、65歳以上の占める割合は63.6%と県平均を下回っているものの、49歳以下は4.4%と、若年層の割合が県平均を大きく下回り、将来深刻な担い手不足に陥ることが強く懸念されます。

今回の結果は、本村の農業が置かれている厳しい現状を改めて認識させられたものと受け止め、今後、本村の農業が明るい将来を切り開くため、取り組みをさらに強化します。

②本村ならではの新たな農業構築に向けたビジョンとして、１点目は、農業の担い手確保に向けた農業後継者や新規就農者の育成です。農業の担い手の確保は、農業の担い手を増やす、つまり佐那河内に人を呼ぶための取り組みが必要で、"佐那河内村が農業を一生の仕事とするに値する場所として、村の農業の魅力や農業をするメリットなどを村内外の若者に向け強く発信します。

２点目は、一戸あたりの耕地面積の小さい本村の農業が生き残るため、賃貸借等を含めた農地の流動化の積極的な推進による生産農地の確保を進めることで、規模の拡大や生産農家数の増加を図ります。

３点目は、もうかる農業経営の実践による魅力ある農業を創設することです。特産品となり得る高付加価値で高収益が望めるブランド農産物の発掘やその導入の促進が必要です。本村には、「さくらももいちご」という全国に通用するブランド作物がありますが、このような本村の土地に合った効果的な農産物の創出に取り組みます。

**平岡　淳　議員**

## 1．旧徳島市農協嵯峨出張所施設等の買い取りについて

**質** ①誰の希望によるものなのか。②どのように利用するのか。

**答** ①村を取り巻く状況の変化による新たな行政需要の発生によるもので、時代の要請であると考えています。また、ご寄附を受けることは、村として意思決定をしたもので、誰かの希望によるものではありません。

南海トラフ巨大地震の発生確率の高まりや、近年の巨大化する台風やゲリラ豪雨など自然災害が頻発する中において、嵯峨地区の指定避難所は、「嵯峨生活改善センター」、「旧徳島市農協嵯峨出張所」、「嵯峨老人憩の家」の３か所ありますが、「嵯峨老人憩の家」は耐震補強工事が完了しており、「旧徳島市農協嵯峨出張所」は平成12年建築のため、新耐震の規定をクリアした施設となっています。しかしながら、「嵯峨生活改善センター」は建築後、既に40年が経過し、老朽化が著しいばかりでなく、敷地内の倒木の恐れもあり、避難所として安全性の面からも心配な部分があります。

新型コロナウイルス感染症の発生により、避難所のあり方が大きく変わり、ソーシャルディスタンスを確保するための広いスペースも必要となっています。村ではこのような状況に対応するため、国の新型コロナ対策臨時交付金を活用し、感染症拡大防止対策のための消毒液や間仕切りなどの資材を購入し、村内の各地域に配備を進めています。しかし、旧徳島市農協嵯峨出張所は避難所に指定しているものの村所有の施設でない関係上、資材を備蓄をすることができないばかりか、事務所や倉庫も閉鎖されたままとなっています。

村としては、徳島市農協から旧徳島市農協嵯峨出張所のご寄付を申出いただいたことから、この施設を有効に活用したいと思い、お話を進めたいと考えたところです。

どのような状況の中でも村の使命は、「村民の命と財産」、「生活と安全」を守ることであります。財政面からも、改修工事に新型コロナ対策臨時交付金を活用すること可能と言うことで、この機が千載一遇のチャンスと言えますし、今後大変厳しくなる国の予算の中で、今を逃すと次はないと考えています。

②災害発生時等の有事には、避難所や感染症拡大防止対策のための物資の備蓄庫機能を有する上嵯峨地区の防災拠点として、平時には上嵯峨地区におけるにぎわいを失うことがないよう地域の皆さまの活動や、交流の拠点としてご利用いただける多目的な用途に活用したいと考えています。。

## 2．村内放送について

**質** ①従来していた放送をなぜ中止するのか。
②村民の便宜を図るべきではないのか。

**答** ①防災行政無線は、村と徳島市農業協同組合で共同運用しています。ご指摘の放送（お寺・お宮について）は、従来は徳島市農業協同組合のご協力により行われていたものと認識しています。徳島市農業協同組合の支所の統廃合により、その後村役場へ放送の依頼がされるようになったものと認識しています。

村役場では、一般の行政情報と分離した形で放送の協力を行ってきましたが、村役場からの放送であることに変わりはなく、改めて条例・規則の規定に照らし合わせ確認を行ったところ、放送内容が設置の目的・趣旨に当てはまらないと判断し、村役場からの放送としてはお断りをさせていただいたものです。

②村が行う放送事項は、条例・規則により防災、村の行う日常行政事務連絡、農事及びその他の急を要する事項、その他村長において特に必要と認めた放送と定められ、その他村長において特に必要と認めた放送として、村行政と関わり

のある各種団体の行事や地域の行事などについても、これまで放送の協力を行ってきたところです。

今後も、村民の皆さまから放送の依頼がありました際には、放送の内容を精査した上で可能なものについては積極的にご協力をさせていただきたいと考えています。

## 3．宅地分譲について

質　①現地はどのように決定したのか。
②分譲単価の算定はどのようにしたのか。
③産業廃棄物が出てきたと聞くが本当か。

答　①村営住宅（大黒地区）の建設から20年余りが経過し、新たな住宅施策が必要となったため村営住宅整備検討委員会で村営住宅整備計画を策定しました。委員会から提案いただいた基本構想案により、現在の中尾谷地区に決定しました。委員会では、数か所の候補地がありましたが、それぞれの候補地の条件等を検討した結果、今回実施の中尾谷地区が選定されました。

その後、令和元年７月設置の宅地造成検討委員会において、中尾谷地区での宅地造成事業をご協議いただきながら、ご意見等を参考に事業実施を決定しました。

②中尾谷地区の宅地造成事業の全予算、全区画を分譲した場合の中尾谷地区分譲宅地で住むこととなる人数、またその場合の村に対する税収等を想定積算をした上で、約10年程度をめどとして支出と収入が釣り合うように考え、決定しました。また、この考えと併せながら、宅地造成事業の目的が村における人口減少対策の重要な施策であることから、村内の地価調査の結果等も見据え、その地価と著しい不均衡が生じるような額でないことも考慮し分譲単価を決定しました。

③宅地造成工事中に、現場の一部で火事による家屋の焼却物及びコンクリートの塊が出てきたということは事実です。これについては、用地交渉の際に、あらかじめ前所有者から説明を受け、埋まっているものについては、前所有者が責任を持って適切に処分するという約束を頂いています。

なお、前所有者は、その約束を誠実に履行していただき、撤去・処分は既に完了しています。

**森下　嘉文　議員**

## 1．救急救命士24時間待機体制について

質　①本村として、夜間・早朝等の救急対応を現在、どう取り組んでいるのか。
②救急救命士の24時間待機体制を計画しているのか。

答　①午前８時30分から午後５時15分までの日中は、患者搬送業務委託先と村役場常駐の救急救命士が連携し、患者搬送業務にあたっています。午後５時15分から翌日午前８時30分までの夜間・早朝は、患者搬送業務委託先による単独出動で対応しています。

夜間・早朝は救急救命士が不在ですが、救急救命士を配置以降は専門的な見地からの資機材、装備の充実を図るとともに、患者搬送業務委託先に対して救急救命士から患者の容体把握や病院へのスムーズな引継ぎなどの指導を行い、患者搬送業務委託先による単独出動も、着実に患者搬送体制の充実が図られていると考えています。徐々にではありますが、患者搬送体制の強化を図っているところです。

②平成29年度に救急救命士を配置してから、今年度で４年目になります。この間、救急救命士１人体制から２人体制に拡充し、土日祝日を問わず１年を通じた救急救命士による日中の患者搬送業務への体制整備を図ってきたところです。

このたび新型コロナウイルス感染症対策として国の交付金を活用し、新たに患者搬送車を１台購入し、患者搬送体制のさらなる充実強化を図ります。

救急救命士の24時間配置は、村民の皆さまの強い願いであり、安全・安心の確保を図る重要な課題です。救急救命士の24時間配置を行うには、継続的な救急救命士の確保とともに、24時間勤務を行うための施設整備が必要であり、役場新庁舎に併設して仮眠室等の必要な機能を備えた消防センターの整備を進めています。

消防センターの整備を機に救急救命士の24時間配置が可能となるよう、現在必要人員の確保や勤務体制などの検討を進めています。

## 2．「さくらももいちご」の担い手育成について

質　①農業耕作地の放棄等について、どう考えているのか。
②「さくらももいちご」の担い手育成を計画しているのか。

答　①農業委員会では、遊休農地と遊休化のおそれのある農地を把握するため、毎年利用状況調査を実施しています。令和元年度調査の遊休農地で、再生利用が可能な土地は0.4ｈａ、再生利用困難とする土地も0.4ｈａ発生しています。また、令和元年度までに累積した遊休農地は5.7ｈａとなっています。

荒廃農地となった農地には様々な悪影響が発生するため、村や農業委員会では、遊休農地が荒廃農地とならない取り組みを行っています。

利用状況調査は農地パトロールとも呼ばれ、遊休農地と判断された所有者に対して、今後どのように利用されるか意向調査を行い、農地の貸付けや耕作を行うなどの意向を確認し、農地の賃貸借等の有効利用化を図っています。また、農家の皆さまには、中山間地域等特別支払制度により地域ぐるみで遊休農地の発生を抑制していただいています。

村としては、遊休農地の増加は重要な課題であると認識しており、遊休農地を作らない再生農地を増やす取り組みを、また農地のさらなる流動化対策についても推進します。

②さくらももいちご部会の設立当初の部会員数は40人余りいましたが、22人まで減少し、栽培面積も

３haを切り、出荷量も80tを切るなど、部会の弱体化が進行しています。このままでは部会員の高齢化と担い手不足により、将来的にさくらももいちごのブランド維持が困難となる局面に直面しています。

このような状況の中、今年の２月担い手対策の先進地である海部３町の「きゅうりタウン構想」を視察し、得たノウハウをさくらももいちごブランドの継承、担い手の確保等、どのような取り組みが行えるのか、部会、村、JA等で検討を重ねています。

先日、さくらももいちご部会の若手の人から、ブランドを守るために、さくらももいちごの担い手育成等を盛り込んだ協力等について、要望を受けたところです。

部会としても、担い手の育成やブランドの継承について前向きに取り組む決意を示していただいていますので、今後プロジェクト化に向け、村、ＪＡ、部会等で具体的な事業内容の協議を進めるとともに、村としては、徳島県への協力を仰ぎながら積極的に支援したいと考えています。

### 石本　哲也　議員

## 1．鳥獣害対策について

**質**　①野生鳥獣の被害規模はどれほどか。
②野生鳥獣の「食肉加工施設」の話を聞くが、どのくらい進んでいるのか。
③今後、この「食肉加工施設」をもとに、どのように鳥獣害対策を進めていくつもりか。

**答**　①鳥獣被害は、営農意欲を減退させ農業の衰退を加速化させる最大の要因とも言われ、人口減少に伴う生息域の拡大や鳥獣のすみかとなる耕作放棄地の増加、狩猟者の高齢化に起因する捕獲数の低下等により、野生鳥獣の個体数は増加傾向にあります。

令和元年度の鹿、イノシシによる被害総額は、役場に相談等があり確認した額は約200万円ですが、未確認の被害を勘案するとその倍以上になると推測され、現に捕獲数で見ると、平成28年度には鹿72頭、イノシシ87頭に対し、令和元年度は鹿208頭、イノシシ178頭と捕獲数は倍増しています。
②全国では、イノシシや鹿による農産物などへの被害防止、個体数管理のため膨大な量の野生動物が捕獲されています。こうした多くの命を無駄にしないため、あるいは野生動物が里山の資源であることから、捕獲後の利活用として食肉加工施設の整備が図られています。

全国的に食肉加工施設の整備が必要とされる中、本村でも鹿やイノシシの捕獲処理量の増加に伴い、大川原の処理施設に過剰な負荷がかかる等の問題が発生しています。また、廃棄していた鹿やイノシシの肉を少しでも収入に換える取り組みとして、食肉加工施設の整備計画を以前より検討していました。

食肉加工施設を事業化するためには、施設用地の確保が重要です。また、施設設置については周辺住民の皆さまのご理解が必要です。村は食肉加工施設を事業化するために７月に該当常会に伺い施設設置について賛否を確認したところ、事業実施についての理解を得ることができました。その後、事業実施について阿波ジビエ加工施設整備地元検討委員会の発足により、地元の要望等を確認し、11月には那賀町の四季美谷温泉へ村と地元検討委員会役員でジビエ料理と食肉加工施設の視察を行ってきました。地元の理解が得られ事業化のめどがついたことから、現在は食肉加工施設と周辺の環境整備を含めた事業計画の策定中です。事業計画の策定がまとまり次第、国に新規採択要望を行います。国に新規採択されれば、令和３年度より事業実施する予定です。
③食肉加工施設を設置し、食肉の加工と有害駆除を行う職として専門人材を確保することにより、１点目の課題である後継者不足という課題解決につながると考えられます。

２点目の課題である捕獲頭数増加による大川原処理施設で頻発する故障と高騰する処理・処分経費については、これまで全て処理していた鹿やイノシシの肉を食肉やペットフードとして商品化し、少しでも収入に換えることで費用軽減できればと考えています。

３点目は、駆除要請等に対応するため、狩猟者を育成するシステムをつくり、人材を確保することを検討しています。

これらの取り組みから期待できる効果は、専門人材の確保による効果的で継続的な鳥獣害対策の実施、ジビエという新たな村の特産品の創出、廃棄していた資源を活用した新たな収入源の確保、ジビエ・狩猟をテーマにした移住・定住、交流の促進等が想定されます。

食肉加工施設を核とし、他の市町村に先駆け、新たな視点による鳥獣害対策の取り組みを実施することにより、村の基幹産業である農業を守り農業振興につなげ、そしてこの取り組みにより本村のさらなる活性化を図ります。

## 2．村職員の資質向上について

**質**　①少数精鋭化は必然と考えるが、それについての対策はどう考えているか。
②研修会や勉強会に積極的に参加して資質の向上をめざして欲しいが、現在の職員数でそれは可能か。
③役場の適正職員数は何人が適当と考えるか。

**答**　①地方分権の進展に伴い自らの判断と責任において地域の特性を活かした施策の展開を図り、新しいまちづくりに取り組んでいかなければなりません。また、少子高齢化に伴う人口の減少等市町村を取り巻く状況は厳しさを増し、解決しなければならない行政課題の質、量は日々刻々と変化しています。さらに複雑化、高度化する行政需要に対応するには、職員一人ひとりの資質の向上が今まで以上に必要となります。

少数精鋭の体制を実現するためには、職員同士が互いに切磋琢磨し資質を高めていくことが重要で、そのための手法の一つとして本人の成長意欲の増進や組織にとって必要な能力開発を可能とする研修

機会の確保が必要と考えられます。
限られた職員数の中で、一度に複数の職員を参加させることは困難ですが、職員の能力向上の意欲に応えられるよう可能な限り研修機会の確保に努めます。
②小規模自治体では、職員一人が複数の業務を担当せざるを得ない現状で、業務によっては事務量の多さや困難さの度合いに違いがあり、また、各課で所管する業務内容の違いもあり、職員一人ひとりの担当業務をバランスよく配分することは困難な面もあることから、業務の都合で積極的に研修会に参加することができない職員や、県外での長期的な研修には参加がしづらい状況がある等、職員の能力向上の意欲に十分に応えられる体制とは言えないのが実情です。
③地方分権の進展により、行政運営の力量が問われる時代の中で、将来の村を担う職員の育成は非常に重要な課題です。地域に根差した独自施策の展開がより一層求められ、そのためには新しい発想ができる人材や個性のある多様な人材が必要です。
適性な職員数は令和２年３月に策定した村の定員管理計画に基づき、業務の質及び量と職員数とのバランスや村の財政状況を十分に見極めて対応していくこととしています。
職員数の確保には限りがある中で、事務事業の見直しや効果的な職員配置、計画的な職員採用を行う等、創意工夫を凝らし、職員のスキルアップの向上に努めながら人材の育成を図ります。

## ３．村営集合住宅について

**質** ①村内に集合住宅は必要と考えるが、どのように考えているのか。
②村内在住者の村職員数・応募数が減少する中、村外在住者の村職員の村内移住を奨める事を提案したいが、どう思うか。
③この提案だけに拘らず、この先の村内への移住対策をどのように考えているのか。

**答** ①これまで転入者の増加と転出者の抑制を目標として、移住・定住の促進に軸足を置いた様々な施策を展開してきているところですが、村営住宅の建築は、人口維持のための方策として大変有効な施策と考えています。
村営住宅の在り方として、戸建住宅、集合住宅といった方向性について、村有地の効率的な利活用も含め今後検討していきます。
②台風、火事等のほか、大規模災害発生時等の災害応急対策に係る職員の配置、活動体制は、村地域防災計画において規定していますので、この計画に基づき対応がなされるものと考えていますが、実際に災害が発生したとき等は、全体的なマンパワーの不足も懸念されることから、一人でも多くの人員を確保したいというのが本音です。しかし、職員の居住地の選択については、村から強制するようなものではありません。しかし、現在のところ例えば村外在住の職員が村内で住みたいということになりましても、居住するための場所がありません。こうした現状を解決するためにも集合住宅を建設し、村外在住の職員だけにとどまらず、村外からの移住者の皆さまにも安心して生活していただけるような住環境を整備し、提供していくことは必要な施策であると考えていますので、住宅施策につきましては、今後とも継続して実施します。
③村はこれまで移住定住施策として、主に空き家の紹介、あっせんを行ってきました。特に平成25年度設立の移住交流支援センターの活動を中心として、移住者に対する受け入れ体制を整えるため、常会、空き家所有者、村民との意識の共有に努め、地域の風習や伝統などの暮らしの作法をアドバイスする等、移住に対する環境を整えることに力点を置いてきました。
今後は、村内での定住を推進し、かつ移住をより促進するための住宅供給や宅地造成に係る事業を積極的に行う必要があります。村として住宅の必要性を十分に理解し、宅地分譲と並行して次の住宅施策も考えています。

# 議会行事出席報告

〈　　〉場所・（　　）出席者

| | |
|---|---|
| 12月2日 | 議員協議会〈議会事務局〉（全議員） |
| | 全員協議会〈農振センター１階〉（全議員） |
| 3～4日 | 全国町村議会議長会理事会〈東京都〉（加藤議長） |
| 9日 | 第４回佐那河内村議会定例会開会・議案審議〈役場３階議場〉（全議員） |
| 17日 | 第４回佐那河内村議会定例会一般質問〈役場３階議場〉（全議員） |
| 18日 | 第４回佐那河内村議会定例会閉会・表決〈役場３階議場〉（全議員） |
| 22日 | 例月出納検査〈議会事務局〉（服部監査委員・新居監査委員） |
| | 第２回佐那河内村総合保健福祉計画策定委員会〈農振センター〉（加藤議長・髙岡議員） |
| 24日 | 小松島市外三町村衛生組合例月出納検査〈衛生組合〉（加藤議長） |

## 12/18（金） まるでカブトムシ!? 珍しい形をした柿が見つかりました！

新居　智子さん（上字南野）が所有する畑の木にて、４つに割れた珍しい形の柿が発見されました。新居さんによれば、夫婦で柿を採取中に他の柿は同じ形なのに、この柿だけ4つに割れておりとても目立っていた、長年柿は採っているがこんな形をしたものは初めて見たとのことです。

## 12/24（木） 待ちに待ったクリスマス会！

保育所ではクリスマスイヴにサンタさんが訪れました。

子どもたちはサンタさんにいろんな質問したり、一緒に踊ったりとても大喜び！

最後にはサンタさんから子どもたち一人ひとりに素敵なプレゼントが手渡されました。

サンタさん素敵なプレゼントをありがとうございました。

プレゼントをもらったよ☆

サンタさんと一緒に！

## 開催案内 『終活と任意後見制度』講演会

### ～元気な今だからこそ知っておきたいこと～

「終活」ってなんだろう？もし家族や自分が認知症になってしまったら？
まずは一緒に学んでみませんか

講　師：公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート徳島支部
　　　　副支部長　山岡　実子さん
と　き：令和３年１月28日(木)　午後１時30分～
ところ：農振センター　１階会議室
定　員：30人（先着申込順です。定員に達し次第受付を終了します。）

※感染症予防対策のため、マスクの着用、検温の実施、手指消毒にご協力ください。
※感染症の拡大状況によっては、開催を中止することもあります。ご了承ください。

お問い合わせ 健康福祉課又は村地域包括支援センター

# 国民年金基金のご案内

## 人生100年時代、ゆとりある老後のために<br>国民年金基金をご活用ください。

国民年金基金とは、自営業者やフリーランスなど国民年金第１号被保険者の皆さんが安心して老後を過ごせるように、老齢基礎年金にゆとりをプラスする公的な年金制度です。また、60歳以上65歳未満の人や海外に居住されている人で国民年金に任意加入している人も加入できます。

資料請求は､全国国民年金基金徳島支部（フリーダイヤル 0120-65-4192）までお問い合せください。

**5つのメリット**

**★終身年金が基本**
65歳から生涯受け取る終身年金が基本なので、老後の生活に備えることができます。

**★年金額が確定、掛金額も一定**
掛金も変わらず、掛金の支払いにより、将来受け取る年金額が確定します。

**★税制上の優遇**
掛金は全額社会保険料控除の対象となり、確定申告で税金が軽減されます。

**★万が一のときは、家族に一時金（一部タイプを除く）**
万が一、早期に亡くなったときには、家族に一時金が支給されます。

**★自由なプラン設計**
ライフプランに合わせ、年金額や受取期間を設計できます。

**【加入できない人】**
☆厚生年金に加入している人及びその被扶養配偶者
☆国民年金に加入している人であっても免除されている人
☆農業者年金に加入している人
☆65歳以上で国民年金に任意加入している人

令和２年度コミュニティ助成事業

宝くじ助成事業で

## 集会所の備品を整備しました

**整備された備品**

| | |
|---|---|
| 平地集会所 | 食器洗い乾燥機、電気ポット、冷蔵庫、テーブルガスコンロ、扇風機、液晶テレビ、テレビ台、電波時計、折りたたみ長机、座布団、座布団カバー、パイプ椅子、ホワイトボード |
| 西府能集会所 | 座椅子 |
| 嵯峨生活改善センター | エアコン（単相200V）、会議チェア、スタックテーブル |
| 嵯峨老人憩の家 | レンジ、液晶テレビ、BDレコーダー、冷蔵庫、掃除機、テーブルガスコンロ、電気ポット、座椅子、シューズボックス |

一般財団法人自治総合センターは、宝くじの社会貢献広報事業費として受け入れる宝くじ受託事業収入を財源に、コミュニティ助成事業を行っています。

# 役場新庁舎建設情報

新庁舎の基礎工事が始まりました。

新庁舎は、東西に細長い（82.15m）形をしているため、全体を３工区に分け、西側の１工区から順番に基礎工事を進めています。

写真は、１工区の基礎コンクリートの打設を進めている様子です。

## ごみの出し方についてのお願い

粗大ごみ収集をスムーズに行うため、収集の際には次の点に注意してごみを出すようお願いします。

### １．ごみを事前に分別しておく

粗大ごみは、
①布団・畳類 ②木製品・木製家具 ③プラスチック類 ④家電 ⑤金属 ⑥ガラス・陶器類 ⑦廃家電６品目（テレビ・エアコン・洗濯機・乾燥機・冷蔵庫・冷凍庫）に分別できます。
分別されていないごみを持ってきた場合、お持ち帰りいただく場合があります。

### ２．自分でごみを出す

一部ではありますが、自分でごみを出さずに車内で待っているだけの人が散見されます。
クリーン対策協議会の皆さんが分別を手伝っていますが、自分でごみを出すという意識を持つようお願いいたします。

### ３．ダンプでごみを出さない

ダンプでごみを持ち込み、荷台を傾け一度にごみを捨てるという事例がありました。
今後はダンプでのごみ出しをお断りさせていただきます。

### ４．家庭のごみを出す

佐那河内村の粗大ごみ収集では、事業系一般廃棄物や産業廃棄物は対象としていません。
事業系一般廃棄物や産業廃棄物を出した場合、不法投棄になる場合がありますのでご注意ください。

**お問い合わせ・産業環境課**

# 粗大ごみ収集について

## 粗大ごみ収集の時間の変更について

12月に行われた粗大ごみ収集では、国道で大規模な渋滞が発生しました。
そこで、次回の粗大ごみ収集では、渋滞の対策のため、時間を次のとおりに変更します。
なお、粗大ごみ収集の開始前から追上駐車場へ待機する行為は周囲のご迷惑となりますので、ご遠慮ください。

| 旧 |
|---|
| 2月2日㈫ 17：00～19：30 |
| 2月3日㈬　8：30～11：00 |

→

| 新 |
|---|
| **2月2日㈫ 16：00～19：30** |
| **2月3日㈬　8：30～11：00** |

## 粗大ごみの待機列について

追上駐車場から国道へ待機列が続いた場合、国道に並ばずにガードマンの指示に従って中辺橋より川沿いに、追上駐車場へとお進みください。

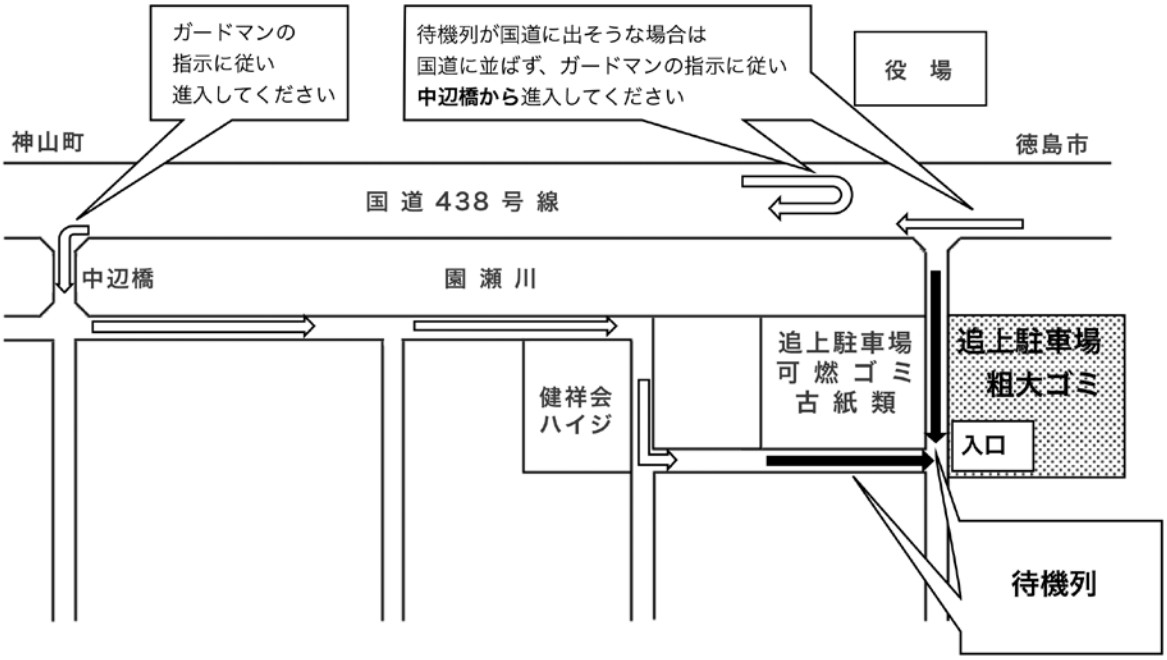


お問い合わせ先　産業環境課

# 子宮頸がん検診・乳がん検診のお知らせ

徳島市内等の医療機関にて検診を実施します。検診希望者は、必要な書類等を送付するため、事前に健康福祉課保健衛生係までお申し込みください。

| | 子宮頸がん検診 | 乳 が ん 検 診 |
|---|---|---|
| 対　象　者 | 20歳以上の村民 | 40歳以上の村民 |
| 負　担　金 | 1,200円 | 1,500円 |
| 検診医療機関 | 検診に必要な書類送付時に、検診可能な医療機関名簿を添付します。名簿をご確認の上、受診してください。 | |
| 検　診　期　間 | 令和３年１月15日㈮から３月31日㈬まで | |

※**２年に１回の受診が標準です。**（原則として、令和元年度に受診された人は、令和３年度に検診を受けていただくようお願いします。

# 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種について

令和２年度における高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種の対象者で、まだ接種していない人は、**令和３年３月31日㈬**までに接種してください。

**1．対　象　者**

●令和２年度に次の年齢となる人（65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳）

●接種日に、60~65歳未満の人で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウィルスによる免疫の機能障がいを有する人

●**過去に肺炎球菌ワクチンの接種を受けていない人**

**2．実施方法**　村が指定する医療機関にて個別接種

**3．料　　金**　一人一回4,000円（接種した医療機関窓口でお支払いください）

**4．お問い合わせ先**　健康福祉課

# 医療電話相談をご利用ください

急な病気やケガの際に、すぐに病院に受診した方がよいのか、
対処方法等を医師や看護師がアドバイスします。

**【電話番号】**　15歳以上：＃7119（ダイヤル回線・IP電話等は 088-622-6530）
15歳未満：＃8000（ダイヤル回線・IP電話等は 088-621-2365）

**【受付時間】**　平日・土曜：18:00 ～翌朝８:00
日曜・祝日・年末年始：24時間

**【相談料】**　無料

**【お問合せ】徳島県医療政策課　電話：088-621-2186　FAX：088-621-2898**

# 令和３年度 村民税・県民税申告相談のお知らせ

令和3年度村・県民税の基礎となる令和2年中所得の申告相談が始まります。

村では、自分で所得を計算し、申告書を作成していただくことを推進しています。**コロナ対策関係の補助金は課税の対象となる可能性がありますのでご注意ください。**

今年はコロナウイルス感染拡大防止の観点より、申告会場での待ち時間を短くするため、事業所得（営業、農業、不動産）、医療費控除等がある人は関係書類が完成している人を優先的に受け付けます。

まとめられてない人、分離等ある人は資料をお預かりしたうえで再度連絡させていただく場合がありますのでご了承ください。

次の期間以外でも役場にて事業所得等がまとめられた人は相談を受け付けます。（土日祝除く3月15日㈪まで）

●関係書類

事 業 所 得…収支内訳書
医療費控除…医療費控除の明細書【内訳書】

★申告会場へはマスク着用でお願いします★

| 期間 | 会　場 | 受付時間 |
|---|---|---|
| ２月16日㈫ | 高樋保健センター | 9：00 ～ 12：00<br>・<br>13：00 ～ 16：00 |
| 17日㈬ | 高樋保健センター | |
| 18日㈭ | 高樋保健センター | |
| 24日㈬ | 農振センター | |
| 25日㈭ | 農振センター | |
| 26日㈮ | 農振センター | |
| 28日㈰ | 農振センター | |
| ３月２日㈫ | 嵯峨老人憩の家 | |
| ３日㈬ | 嵯峨老人憩の家 | |
| ４日㈭ | 嵯峨老人憩の家 | |
| ９日㈫ | 宮前公民館 | |
| 10日㈬ | 宮前公民館 | |
| 11日㈭ | 宮前公民館 | |

※日曜日は混雑が予想されますので、出来るだけお近くの会場で申告をお願いします。

## 税理士による無料相談実施

2月24日㈬は税理士による無料相談も実施しますので、複雑な内容の相談等、積極的にご活用ください。

## マイナンバーが必要です

○申告の際には、申告する人のマイナンバーカード又は通知カード＋運転免許証等（コピー可）をご持参ください。

○控除対象配偶者や扶養親族、事業専従者等も申告書にマイナンバーの記載が必要となります。なお、控除対象親族の本人確認書類（免許証等）は必要ありません。

## 所得がない人でも申告が必要です

**国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険に加入している人は、保険税（料）の算定等のため、所得がない人（無収入、遺族年金・障害者年金を受給されている人）も申告が必要です。**

申告がない場合、軽減対象にならない等の不利益が生じる場合がありますので、申告をお願いします。

## 令和３年度からの村県民税の主な改正点

○給与所得控除及び公的年金等控除の控除額を一律10万円引き下げ、基礎控除の控除額を10万円引き上げます。
※給与所得と年金所得の双方を有する人は、調整控除が適用され、減額される控除額は上限10万円となります。

○障害者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する非課税措置の合計所得金額要件が、125万円以下から135万円以下になります。

○家内労働者等の必要経費の特例要件の最低保証額が、65万円から55万円になります。

○均等割及び所得割の非課税基準額が、10万円引き上げられます。

### 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し

○婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子（前年総所得金額等48万円以下）を有する単身者について、同一の「ひとり親控除」（控除額30万円）が適用されます。

○上記以外の寡婦については、引き続き控除額26万円を適用することとし、子以外の扶養親族をもつ寡婦についても所得制限（500万円以下）があります。

# 小規模メタン発酵システム実証試験における消化液利用試験の開始

（一社）地域環境資源センターでは、農林水産省の補助事業として、平成29年度から令和３年度までの５年間、集排汚泥を活用した小規模メタン発酵システム実証試験を行っています。

この実証試験のため、「高樋地区」の農業集落排水施設敷地内に小規模メタン発酵設備を建設し、令和２年８月からは、地区内の皆さんのご理解とご協力を得て、生ごみの回収を行い、集排施設の汚泥と混合したメタン発酵の実証試験が本格化しています。

農業集落排水施設　高樋地区

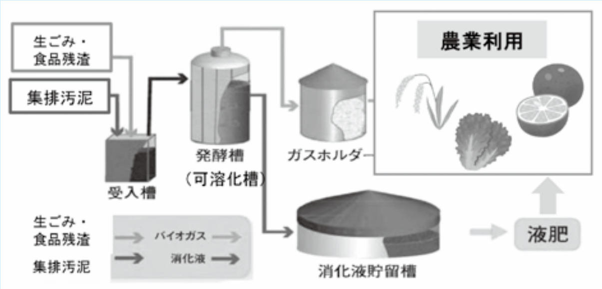

◀小規模メタン発酵システムイメージ

小規模メタン発酵実証施設（集排施設内）

また、メタン発酵の際に生成する消化液を液肥として農業利用する実証試験にも取り組んでいます。

12月16日㈬、徳島県立農林水産総合技術支援センター（名西郡石井町）と連携して、同センターの試験ほ場に消化液を施用し、小松菜とレタスを栽培して肥料効果を検証しています。

今後は、地域の特産物である、すだちへの効果も試験する予定です。

16日㈬液肥散布（手前の黒い部分が液肥施用区、
中央・奥は化学肥料を用いた慣行施肥区）

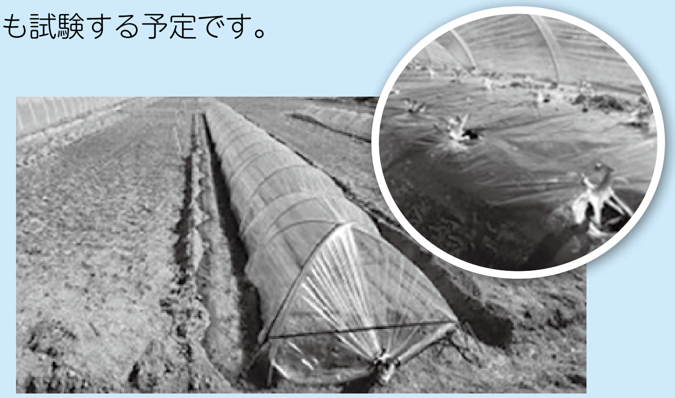
21日㈪播種・定植後
（各試験区：畝幅1.5m×延長5m 小松菜播種、レタス定植）

※来年度、佐那河内村内での試験栽培が実施できれば、より具体的な試験の成果が得られると考え、今後実施に向けて、調整を行う予定としています。
皆さまのご理解及びご協力をいただければ幸いです。

### （一社）地域環境資源センターについて（Tel.03-3432-6282）

集落排水に関する国内唯一の専門機関として、昭和58年、前身となる日本農業集落排水協会の設立以来、集落排水に関する、調査研究、技術開発、技術支援を行い、農村環境の改善に貢献しています。

会員数は、全国の自治体を中心に750団体（令和２年４月１日時点）となっています。

# 農業者年金に加入しよう

## 加入要件は3つだけ！

- 60歳未満
- 国民年金第一号被保険者（国民年金保険料納付免除者除く）
- 年間60日以上農業に従事

## 加入のメリット

- 保険料の全額を社会保険料控除できるなど、税制面で大きな優遇措置があります。
- 終身年金で８０歳までに亡くなった場合、死亡一時金がもらえます。
- 掛金に運用利益を加えて将来年金として受けとれます。〈積立方式〉

## 年金資金の運用実績

| 年度 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 修正総合利回り（%） | +5.99 | +3.40 | +9.80 | +3.27 | −4.73 | −9.25 | +9.14 | −0.06 | +2.36 | +9.62 | +7.75 | +8.78 | −0.69 | +3.26 | +4.75 | +1.70 | −2.10 |

平均運用利回り 年率で＋2.50％

※運用益は非課税

### ・・・通常加入の場合・・・

・掛金月額2万円～6万7千円まで選べます。・1か月からでも加入できます。

### ・・・政策支援加入の場合・・・

要件を満たせば国からの保険料補助が受けられます。

| 区分 | 必要な要件 | 国庫補助額 35歳未満 | 国庫補助額 35歳以上 |
|---|---|---|---|
| 1 | 認定農業者で青色申告者 | 10,000円（5割） | 6,000円（3割） |
| 2 | 認定就農者で青色申告者 | 10,000円（5割） | 6,000円（3割） |
| 3 | 区分1または2の者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者または後継者（※） | 10,000円（5割） | 6,000円（3割） |
| 4 | 認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者 | 6,000円（3割） | 4,000円（2割） |
| 5 | 35歳まで（25歳未満の場合は10年以内）に区分1の者となることを約束した後継者（※） | 6,000円（3割） | —— |

〈政策支援加入要件〉

- 20年の納付。
- 農業所得900万円以下。
- 左記の区分1～5のいずれかに該当する人。

＊保険料の国庫補助を受ける期間の保険料は2万円で固定され、加入者が負担する保険料は2万円から国庫補助額を差し引いた金額となります。

※後継者：経営主の直系卑属である必要があります。

お問い合わせ●産業環境課内農業委員会事務局

# マイナンバーカード（個人番号）通知カード又は マイナンバーカードをなくしたら…

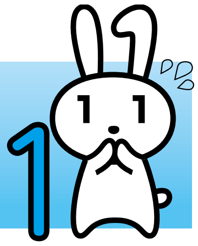

## 通知カードをなくした場合

①通知カードを家の外でなくした場合は、まずは警察へ遺失届を提出してください。
　※家の中でなくした人は、警察への届出は不要です。
②遺失届時に発行される受理番号と運転免許証などの本人確認書類（※１参照）、印鑑を持って、住民税務課窓口にて紛失の届出をしてください。
③通知カードの再交付申請をすることはできません。
　※マイナンバーカードを申請（初回無料）することはできます。
　※マイナンバーカードは、受取までに約１カ月かかることがあります。すぐにマイナンバーを確認したい場合は、マイナンバー入りの住民票をご請求ください。

### マイナンバーカードを申請する方法

　窓口で「個人番号カード交付申請書」をお渡ししますので必要事項記入の上、申請を行います。交付申請書（通知カード下に付属していた）がある場合は顔写真を貼って次の宛先に郵送いただくか、QRコードを読み取って申請することもできます。

**〈宛先〉〒219−8650 日本郵便株式会社 川崎東郵便局 郵便私書箱第2号**
**地方公共団体情報システム機構 個人番号カード交付申請書受付センター宛**

## マイナンバーカードをなくした場合

①カードをなくした場合には、直ちに次の電話番号（紛失等の場合には365日24時間対応）に連絡し、カードの機能の一時停止をしてください。あわせて住民税務課窓口に紛失の届出をしてください。
　**○マイナンバー総合フリーダイヤル（無料）　0120−95−0178**
　**○個人番号カードコールセンター（有料）　0570−783−578**
　　※カード機能の一時停止後にカードが見つかった場合、窓口で一時停止の解除を行えます。
②カードの再交付を希望する場合には、警察に遺失届をした際に発行される受理番号と本人確認書類（※1参照）、印鑑を持って、窓口で再交付の申請をする必要があります。なお、紛失に伴うカードの再交付には手数料がかかります。

## 本人確認書類について（※１）

| | |
|---|---|
| １点必要な書類 | 運転免許証、旅券、住民基本台帳カード（顔写真付）等 |
| ２点必要な書類 | 健康保険証、医療受給者証、介護保険証、各種年金証書等 |

☆マイナンバーは確定申告などで必要になります。今一度、通知カード又はマイナンバーカードの確認と紛失された場合、お早めの手続きをお願いします。

もっと詳しく知りたいときは　マイナンバー　検索

**お問い合わせ先　住民税務課**

## 徳島税務署からのお知らせ

# ◆確定申告の案内◆

（所得税及び復興特別所得税、贈与税、消費税及び地方消費税）

【開設場所】

**アスティとくしま**（徳島市山城町東浜傍示１－１）

【開設期間】

**令和３年２月16日㈫～３月15日㈪**

※土・日、祝日については、２月21日㈰及び２月28日㈰のみ開場します。

【受付時間】

**午前９時～午後４時**

（混雑時には、受付を早めに締め切ることがあります。）

### 確定申告会場は感染症対策を実施します！

**確定申告会場の混雑緩和のため、会場への入場は「入場整理券」が必要です。**

**入場整理券は、LINEで事前発行又は確定申告会場で当日配付します。**

- **入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることもあります。**
- ご自宅で申告書が作成できる国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。
- **申告書等の提出のみの人は、『郵送』又は徳島税務署１階総合窓口に提出をお願いします。**
- 令和２年分確定申告は、公的年金を受給されている人及び贈与税の申告をされる人を対象として、次のとおり、申告相談を行います。

**■公的年金を受給されている人**

１月18日㈪～２月４日㈭ 徳島税務署

２月８日㈪～２月15日㈪ アスティとくしま

**■贈与税の申告をされる人**

２月１日㈪～２月５日㈮ 徳島税務署

２月８日㈪～２月15日㈪ アスティとくしま

（注） 土・日、祝日を除く。

なお、贈与税の申告は、２月１日㈪以降、申告相談を行います。

また、２月15日㈪以前についても、**会場への入場は「入場整理券」が必要**です。

### スマホではじめるスマート申告！

スマートフォンで国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」にアクセスすれば、画面の案内に従って入力するだけで申告書が作成できます。

作成した申告書は、そのまま e-Tax を利用して送信できるほか、印刷して郵送等で税務署に提出することもできます。

なお、e-Tax を利用する場合は、マイナンバーカードかID・パスワードが必要となります。

### 電話による申告相談をご利用ください！

**開設期間**　令和３年１月18日㈪～３月15日㈪

※土・日、祝日については、２月21日㈰及び２月28日（日）のみ電話相談をしています。

**受付時間**　午前８時30分から午後５時まで

**徳島税務署（088-622-4131）**にお電話いただき、音声案内に従い

『０』番を選択 ⇒ **「確定申告電話相談センター」**

『１』番を選択 ⇒「電話相談センター」で確定申告以外の国税に関する一般的なご相談にお答えします。

### 医療費控除を受けるためには「医療費控除の明細書」が必要です！

令和２年分の確定申告からは、**必ず「医療費控除の明細書」の添付が必要**となります。

医療費領収書は自宅で５年間保存し、税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。

### マイナンバーをお忘れなく！

**マイナンバー（12桁）の記載＋**

**本人確認書類の提示又は写しの添付**

※パソコンやスマホからe-Taxで送信する場合は、本人確認書類を別途送付する必要はありません。

確定申告書の作成はこちら

マイナンバーカード読取対応端末の一覧はこちら

【お問合せ先】徳島税務署 〒770-0847 徳島市幸町三丁目54　TEL（088）622-4131 国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）

こくねんニュース

新成人の皆さんおめでとうございます

# 20歳からの国民年金

国民年金は、年をとったとき、病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

20歳以上60歳未満の学生・農林漁業者・無職の人等(国民年金第1号被保険者)は、国民年金に加入することが義務づけられています。

## 国民年金のポイント

### ☑ 将来の大きな支えになります！

国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもって運営するため、安定し、年金の給付は生涯にわたって保証されます。

### ☑ 老後のためだけのものではありません！

国民年金は、年をとったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。

障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。

また、遺族年金は加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族(「子のある配偶者」や「子」)が受け取れます。

## 「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」

### ☑「学生納付特例制度」

学生の人は一般的に所得が少ないため、本人の前年所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する人です。

### ☑「納付猶予制度」

学生でない50歳未満の人で、本人及び配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

### ○国民年金保険料の納付方法

令和2年(2020年)4月～令和3年(2021年)3月分の国民年金保険料は、**16,540円(月額)**です。

保険料の納付期限は翌月末(例えば、4月分は5月末まで)です。

**国民年金保険料は支払方法が選べます！**

（1）納付書　（2）口座振替　（3）クレジット

※市（区）役所、町村役場及び年金事務所では納めることができません。ご了承ください。

**６カ月、１年分をまとめて前払い（前納）するとお得です！**

### ○その他注意事項

保険料を未納のまま放置すると、強制徴収によって、被保険者はもとより連帯納付義務者である世帯主又は配偶者の財産が差し押さえられることがあります。また、納付期限の翌日から法の定める延滞金が課されることもあります。

### 【国民年金保険料のご案内は民間事業者に委託しています】

日本年金機構では、国民年金保険料が未納の人に対して電話や文書、戸別訪問による納付督励を民間事業者に委託しています(土･日･祝日や夜間にも行っています)。

委託事業の詳しい内容や、お住まいの地域を担当する委託事業者は、日本年金機構ホームページ(右QRコード)でご確認できます。※委託事業者の訪問員が現金をお預かりすることはありません。

■ 佐那河内村立図書館（農振センター３階）
■ 開館時間 / 平日 9:00 ～ 12:00 13:00 ～ 17:00
■ 閉 館 日 / 土・日・祝日・年末年始
■ お問い合わせ　教育委員会　図書館担当

## 館内環境整備のため
# 臨時休館のお知らせ

**期間：令和３年1月12日㈫～1月29日㈮**

佐那河内村立図書館では、館内の環境整備を行うため臨時休館を行います。
休館期間中も本の貸出及び返却は可能です。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

## 休館期間中にできること

### ●本の貸出
村教育委員会へご相談いただければ、蔵書の検索及び貸出ができます。

### ●本の返却
通常どおり村教育委員会にて本の返却が可能です。

今回の環境整備では新しい備品が入りますので、現在とはまた違った雰囲気になると思います。その様子は、次回以降の図書館だよりにてご紹介します。

## 佐那河内の人権教育　vol.286

# 人権教育講演会
# 『ダイバーシティ&インクルージョン』

人権大学４回目の講座は、四国大学の前田宏治教授を講師にお招きし、「ダイバーシティ＆インクルージョン」と題し、ご講演いただきました。
ダイバーシティ（Diversity）とは「多様性」、インクルージョン（Inclusion）とは「包括（全体をまとめる）」を意味し、演題の「ダイバーシティ＆インクルージョン」とは、「お互いの多様性を認め、受け入れ活かし合うこと」を表しています。
前田先生には国籍や宗教、障がいや性的指向など、様々な「多様性」についての詳しい説明や、その多様性を尊重する制度や事例などについてご紹介していただきました。
また、多くの企業でも、多様性をお互いに尊重し認め合う職場環境・風土作りを進めることにより信頼関係を構築できることや、イノベーションの創出や従業員の定着率に貢献するメリットがあり、「ダイバーシティ＆インクルージョン」の推進が重要視されていることを教えていただきました。

佐那河内人権教育研究協議会・佐那河内村教育委員会

## 佐那河内村移住交流支援センターだより

新年明けましておめでとうございます。

昨年は各常会へ空き家の情報提供のお願いをさせていただきましたところ、貴重な情報をお寄せいただきありがとうございました。今後とも、こうした情報をもとに移住・定住の促進に努力して参りますので、さらなるご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

さて、地域交流拠点・新家では12月20日（日）にやまなみ工房さまより講師をお招きし、大阪ミリカ・ヒルズとクリスマスリースづくりのオンラインイベントを開催しました。当日は親子で参加されたご家族の皆さん等から「届いた素材が立派で、教え方もすごく丁寧でした」と大変好評をいただきました。

本年も引き続き佐那河内村移住交流支援センターは移住・定住の促進や村内外の皆さまとの交流などの、村を次世代につなぐための活動に地域の皆さまのお力をお借りしながら積極的に取り組んで参りますのでよろしくお願いいたします。

◇空き家の情報提供も引き続き次の連絡先までお待ちしています。

【お問合わせ】
佐那河内村移住交流支援センター（地方交流拠点新家内）
TEL：088-636-4030 E-mail：ijuu@sanagochi.jp

## 地域おこし協力隊の活動報告

### 高橋　仁美

新年あけましておめでとうございます。

年末年始は実家には帰省せず、村内で過ごしました。２歳の子どもは終始ご機嫌で、家族３人でしたが賑やかな休日になりました。残り約２カ月となった任期も、健康に気をつけながら邁進できたらなと思います。

昨年から企画を進めていたオンラインイベントについて、準備をしています。

１月31日㈰に、オンライン会議システムZoomを使用し、「いり飯」をテーマにした体験＆交流会を開催予定です。オンラインでのイベントは初の試みですが、このコロナ禍でなければ企画しなかっただろう方法なので、この機会を大切にしながら良いものにしたいと思っています。

それでは今年もどうぞよろしくお願いいたします！

# 佐那河内村地域包括支援センターだより　1月号

地域包括支援センターでは、明るく健やかな生活が続けられるように介護予防教室を開催しています。楽しく身体を動かして交流を楽しみましょう。皆さんの参加をお待ちしています。

| 教室名 | 日　時 | 会　場 |
|---|---|---|
| いきいき体操教室 | 1月25日㈪　13：30～15：30 | 農振センター　1階会議室 |
| 脳若トレーニング教室 | 2月12日㈮　10：00～11：00 | 農振センター　1階会議室 |

※日程などに変更がある場合は村内放送でお知らせします。

**佐那河内村地域包括支援センター**

■ 場所：特別養護老人ホーム 健祥会ハイジ内 ■ 電話：679−3383 ■ 担当：佐々木・加藤・大西

# 読み合い朗読会　「伝えたい村の話」佐那河内村史から　第59回

●前回は「青年団」を読み合いました。江戸初期、各地に青年の組織が生まれ若連中または若者組と呼んだようです。村の公共奉仕に務めたのですが義侠的なところもあって婚礼にまで干渉したりしたとか。

●本村では明治37年に宮前地区に初めて「佐那河内村青年会」が発足し、41年に高樋地区、42年に嵯峨地区と続きました。その後、地区別の統合が望まれ44年に「佐那河内村青年団」が結成されました。しかし前号の記述ように、戦時下ではそれに適応した「大日本青少年団」となるのでした。終戦すぐの昭和22年に青年団が再建されて、会員は16歳以上の330人だったようです。

●昭和29年には男女が統合されて「佐那河内村連合青年団」となっていきました。修養なら講演会や講習会や参拝や図書館関与や、体育なら庭球(テニス)、籠球(バスケ)、排球(バレー)、登山。娯楽なら音楽会、映画界、和歌、旅行。社会福祉なら村の有林管理、美化、奉仕、墓参。たくさんあって書ききれない。きっと率先して行われたと思われます。そんな活動をしたと覚えている人も多いことでしょう。団員は16歳以上24歳未満。今に至っては青年団はないけれど、現在の佐那河内村の該当の青年の人数は113人です。未来は？

ツリーベルズ　鈴木　昇・恵子

次回開催：2月15日㈪ 19:30 ～ 20:30
場　　所：農振センター 2階
問い合せ：鈴木（090-2156-7935）

# さなごうち俳句　GOING SANAGOCHI

## 石南ひまわり句会

十月十七日　農振センター

青い空雲をくすぐる尾花かな　後藤　志郎

拾う栗何所へあげよかジャンケンで　西尾　武義

秋日和コロナ禍にみな行事消ゆ　安喜　昌子

今までに見たことのない猪の群れ　尾山　光雄

いもむしがころりころころ枯葉下　後藤あや子

雨コート喪服に添わせ秋の葬　坂田　小夜

雨雲もコロナも逃げし運動会　高橋　仁美

マスカット兄弟のせる二歳のケーキ　田口　寛子

氏神さま灯明だけの秋祭　内藤　昭文

色鳥はミラーに我が身自慢げに　丸野　幸枝

手届きにぶら下がりたるこざと柿　安喜　律子

# 独立行政法人自動車事故対策機構(NASVA)からのお知らせ

## 自動車事故被害者救済制度（国土交通省、独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA））

※金額や病院数、施設等については【令和２年４月１日】現在

| | |
|---|---|
| ① 介護料の支給 | 自動車事故が原因で脳・脊髄・胸腹部臓器を損傷したことにより重度な後遺障害が残り、常時又は随時の介護が必要な人に対し、介護料を支給。（月額36,500円～211,530円）<br>※介護保険、労災保険の介護（補償）給付等との併給不可。 |
| ② 短期入院・短期入所 | 自動車事故により自宅介護を受ける重度後遺障害者の皆さまの健康維持や、家族の負担軽減のため、全国に「短期入院協力病院」、「短期入所協力施設」を指定。（200病院、127施設） |
| ③ 短期入院・短期入所費用助成 | 短期入院・入所を利用した際の患者移送費、室料差額負担金及び食事負担金等に要する費用として自己負担した額の一部を助成。（年間45日かつ年間45万円まで） |
| ④ 療護施設の設置・運営（重度後遺障害者のための専門病院） | 自動車事故による重度後遺障害者（遷延性意識障害者）のための専門病院（療護施設）11か所で設置・運営。（入院期間は概ね３年間） |
| ⑤ 交通遺児等貸付 | 自動車事故により保護者が死亡又は重度後遺障害者となったご家族（生活困窮家庭）のお子さまに対し、中学校卒業まで生活資金の無利子貸付を行う。（当初一時金15万5千円、月額1万円又は2万円。小学校と中学校入学支度金4万4千円） |
| ⑥ 介護者（親）なき後に備えるための情報提供 | 介護者が先に亡くなったり、老齢や病気などにより介護ができなくなった場合に対応するために必要な情報を集め、ナスバホームページに掲載し情報提供を行う。 |

### ◆ 詳細情報・連絡・申込先

①、③～⑥は【ナスバ　支える】、②は【国交省　短期入院】で検索してください。
また、総合的な案内については【国交省　交通事故にあったときには　パンフレット】で検索してください。

### ◆ 自動車事故にあって、相談先にお困りの人

上記制度も含め、各種無料で相談できる窓口を電話で紹介しています。

**NASVA（ナスバ）交通事故被害者ホットライン（tel.0570-000738）**

※土・日・祝日・年末年始を除く9:00～12:00、13:00～17:00）

## 12/8㈫ じゃがいも掘りをしたよ！

9月に大黒地区のふれあい農園を利用して、小学１年生と村老人クラブ会員の皆さんで植えたじゃがいもが大きく成長し、収穫作業を行いました。

子どもたちは会員さんに手伝ってもらい、鎌でじゃがいもの茎を刈る体験をしました。また、じゃがいも掘りでは会員さんが大きなじゃがいもを子どもたちに見せると､「うわ～！」と歓声が上がりました。

植えるのに苦労し、一生懸命掘ったじゃがいもは一層おいしかったことでしょう。

※この事業は世代間交流や高齢者の健康づくりを目的に行っています。

## 【村婦人会】健祥会ハイジの入所者へクリスマスプレゼント

例年、健祥会ハイジ恒例のクリスマス会にあわせて婦人会会員が訪問して、唄や踊りを披露していますが、今年は新型コロナウイルス感染症の影響で、健祥会ハイジ玄関前にて婦人会の代表者が入所者の皆さんへ、寒い季節に暖かく使用できる品物をお渡ししました。

## ●善意銀行だより●

- 荒井　幸子 様…… 金一封
- 匿名 様 …………… 金一封

預託金は、社会福祉のため役立てくださいと寄せられたものです。善意による預託金を活用し、地域福祉事業などの推進のため、有意義に活用させていただきます。ありがとうございました。

## 赤い羽根募金へのご協力ありがとうございました。

村では、常会等にお願いし、赤い羽根募金にご協力をいただきました。集まった募金は全額県共同募金会に送付しますが、55％が地域の配分として本村に配付されます。

この配分金は村の歳末助け合い事業に活用させていただきます。

# 駐在所だより

1月10日(日)は110番の日
**事件や事故、それらに関連することで緊急の場合は110番通報を！**

## 1月17日(日)は防災の日

### 南海トラフ地震に備えよう！

- ●住まいの安全対策はできていますか？
- ●避難場所・経路の確認はしていますか？
- ●非常持出品・備蓄食料の準備はしていますか？

## 昨年1月～12月末の村内発生の交通事故

物損事故は減少しましたが、人身事故は増加しました。

- ・死亡事故1件
- ・人身事故10件
- ・物損事故27件

**車、バイク、自転車等を運転する人はヘルメット・シートベルトを必ず着用しましょう！**

－お詫びと訂正－

広報さなごうち12月号「駐在所だより」の記事中「11/16（月）薬物乱用防止功労者表彰」において誤りがありました。お詫び申し上げますとともに次のとおり訂正いたします。

（誤）薬物乱用防止功労者の表彰
（正）厚生労働大臣感謝状

何かご用件のある人はお気軽にお声をお掛けください。
駐在所 (tel.088-679-2110)へのご連絡をお待ちしています。
なお、緊急の場合は110番通報をお願いします。

# さなごうちスポーツクラブ案内 2月

### 村民体育館

| 卓 球 | バドミントン※ |
|---|---|
| 19：30～21：00 | 20：00～22：00 |

※印の種目は活動費が必要です。

・参加される人でスポーツクラブ未加入の人は、事前に事務局で参加申込・スポーツ保険加入の手続きをしてください。

・日程は変更する場合があります。

状況により中止になる可能性があります。

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 1 | 2 | 3 卓 球 | 4 | 5 バドミントン | 6 |
| 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 バドミントン | 13 |
| 14 | 15 | 16 | 17 卓 球 | 18 | 19 バドミントン | 20 |
| 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 バドミントン | 27 |
| 28 | | | | | | |

お問い合わせ

さなごうちスポーツクラブ事務局（教育委員会内）
☎679－2817　IP5006

# 情報ボックス

| 月 | 日 | 曜日 | 行事名 | 場　所 | 時　間 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1月 | 19日 | 火 | 乳幼児相談<br>対象：１歳児6カ月児・3歳児とその保護者 | 農振センター<br>２階　大和室 | 10:00 ～ 10:30<br>（受付） | 【持参物】母子健康手帳、子どもノート、バスタオル |
| 1月 | 19日 | 火 | １歳児6カ月児・3歳児健診<br>対象：１歳児6カ月児・3歳児とその保護者 | 農振センター<br>２階　大和室 | 12：50 ～ 13：10<br>（受付） | 【持参物】母子健康手帳、子どもノート、バスタオル、問診票、アンケート、尿（3歳児のみ） |
| 1月 | 19日 | 火 | 可燃ごみ・古紙等の収集 | 追上駐車場 | 11:00 ～翌11:00 | |
| 1月 | 21日 | 木 | わんぱく広場 | 保育所 遊戯室 | 10：00 ～ 11：00 | |
| 1月 | 22日 | 金 | 健康づくりチャレンジ教室<br>対象：特定健診で血圧・血糖等が少し高めの人 | 農振センター<br>１階　会議室 | 19：30 ～ 21：00 | 【持参物】 運動しやすい服装、水筒等<br>※マスクの着用にご協力ください。<br>※新型コロナウイルスの影響により、中止になる可能性があります。ご了承ください。 |
| 1月 | 25日 | 月 | いきいき体操教室<br>対象：医師から運動制限をうけていない人 | 農振センター<br>１階　会議室 | 13：30 ～ 15：30 | 【持参物】 運動しやすい服装、水筒等<br>※マスクの着用にご協力ください。<br>※新型コロナウイルスの影響により、中止になる可能性があります。ご了承ください。 |
| 1月 | 26日 | 火 | 可燃ごみ・古紙等の収集 | 追上駐車場 | 11:00 ～翌11:00 | |
| 1月 | 28日 | 木 | 公開講座「終活と任意後見制度」 | 農振センター<br>１階　会議室 | 13：30 ～ 15：30 | 定　員:30人<br>申込先:地域包括支援センターだより |
| 1月 | 29日 | 金 | 健康づくりチャレンジ教室<br>対象：特定健診で血圧・血糖等が少し高めの人 | 農振センター<br>１階　会議室 | 19：30 ～ 21：00 | 【持参物】 運動しやすい服装、水筒等<br>※マスクの着用にご協力ください。<br>※新型コロナウイルスの影響により、中止になる可能性があります。ご了承ください。 |
| 2月 | 2日 | 火 | 可燃ごみ・古紙等の収集 | 追上駐車場 | 11:00 ～翌11:00 | |
| 2月 | 2日 | 火 | 粗大ごみ・家電ごみ・粗大廃棄物・廃家電製品収集 | 追上駐車場 | 16:00 ～ 19:30 | |
| 2月 | 3日 | 水 | 粗大ごみ・家電ごみ・粗大廃棄物・廃家電製品収集 | 追上駐車場 | 8:30 ～ 11:00 | |
| 2月 | 5日 | 金 | 小学校入学説明会 | 小学校 | | |
| 2月 | 5日 | 金 | 健康づくりチャレンジ教室<br>対象：特定健診で血圧・血糖等が少し高めの人 | 農振センター<br>１階　会議室 | 19：30 ～ 21：00 | 【持参物】 運動しやすい服装、水筒等<br>※マスクの着用にご協力ください。<br>※新型コロナウイルスの影響により、中止になる可能性があります。ご了承ください。 |
| 2月 | 8日 | 月 | 心配ごと相談、行政相談、人権擁護相談 | 農振センター<br>１階　会議室 | 9：00 ～ 12：00 | ※マスクの着用にご協力ください。<br>※新型コロナウイルスの影響により、中止になる可能性があります。ご了承ください |
| 2月 | 9日 | 火 | 可燃ごみ・古紙等の収集 | 追上駐車場 | 11:00 ～翌11:00 | |
| 2月 | 9日 | 火 | 乳児健診<br>対象：乳児とその保護者 | 農振センター<br>２階　大和室 | 13：15 ～ 13：30<br>（受付） | 【持参物】母子健康手帳、子どもノート、バスタオル |
| 2月 | 10日 | 水 | 小学校参観授業<br>中学校オープンスクール<br>中学校入学説明会 | 小中学校 | | |
| 2月 | 12日 | 金 | 脳若トレーニング教室<br>対象者:65歳以上の人 | 農振センター<br>1階　会議室 | 10:00 ～ 11:00 | ※マスクの着用にご協力ください。<br>※新型コロナウイルスの影響により、中止になる可能性があります。ご了承ください。 |
| 2月 | 12日 | 金 | 健康づくりチャレンジ教室<br>対象：特定健診で血圧・血糖等が少し高めの人 | 農振センター<br>1階　会議室 | 19：30 ～ 21：00 | 【持参物】 運動しやすい服装、水筒等<br>※マスクの着用にご協力ください。<br>※新型コロナウイルスの影響により、中止になる可能性があります。ご了承ください。 |

## 広報　人のうごき（敬称略）

個人情報に関する内容のため削除しています

OKAMOTO
CONSTRUCTION COMPANY

＊エクステリア工事
カーポート・門扉・駐車場
フェンスアルミ製品一式
＊土木工事、建築基礎、左官

株）岡本組
okamoto.gumi
佐那河内村　岡本組

（株）岡本組
佐那河内村上字宮前42－13
☎679-3660／FAX679-3661

イタリアisoplam社の【マイクロオーバーレイ】
認定施工店です。
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
有害化学物質非含有の【リボール式防水】
改修やリフォームに。安心、安全な防水材
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
100％自然素材塗り壁材【深呼吸】
抗菌・有害物質分解・調湿・消臭などの優れた効果
アトピー、喘息、化学物質過敏症でお悩みの方

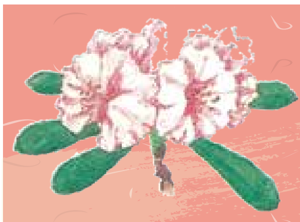

謹んで新春の
ご挨拶を申し上げます
新たなる年、新たなる挑戦

感染対策対象店
GO TO EAT 登録店
有限会社 日本料理 嵯峨峡 渡月 藤本　忠
tel.088-679-3311　https://sagakyo-togetsu.com

子どもたちに誇れるしごとを。
SHIMIZU CORPORATION
清水建設
四 国 支 店
〒760-8533 香川県高松市寿町2丁目4番5号
Tel.087（811）1804

企業・個人事業者の皆さま
令和２年度 広報さなごうち・HP の
広告主募集中

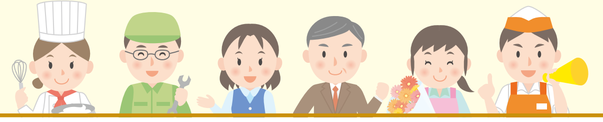

健康づくりの会（食生活改善推進員）のおすすめレシピ

# しあわせごはん

## No.142 ツナと茹で野菜のクリームかけ

**栄養成分**

| | | | |
|---|---|---|---|
| エネルギー | 89kcal | 炭水化物 | 7.3ｇ |
| タンパク質 | 3.4ｇ | 塩分 | 1.2ｇ |
| 脂質 | 5.5ｇ | | |

### ●材料（４人分）

| | | | |
|---|---|---|---|
| ツナ缶 | 40g | ★クリームコーン | 30g |
| ブロッコリー | 80g | ★油 | 大1・2/3 |
| キャベツ | 60g | ★砂糖 | 小１ |
| 人参 | 30g | ★りんご酢 | 小２強 |
| ひじき | ４g | ★塩 | １g |
| じゃがいも | 10 | | |

### ●作り方

①ツナ缶は汁を除き、ブロッコリーは小房に分けて茹で、キャベツ・人参はせん切りにし茹でる
②ひじきは洗って水で戻し茹でる
③じゃがいもは茹でて★を加えミキサーにかける
④①②を混ぜ合わせて器に盛り、上から③をかける。

### ●ポイント

リンゴ酢がないときはお酢でも大丈夫です。香りが欲しいときは少し擦りリンゴを加えてください。

発行／佐那河内村役場 〒771－4195 徳島県名東郡佐那河内村下字中辺71－1　TEL.088－679－2111㈹　FAX.088－679－2125
http://www.vill.sanagochi.lg.jp　E-mail　kikaku@sanagochi.i-tokushima.jp　印刷／太陽高速印刷有限会社